若い人も高齢者も コロナ禍の下 安心して生活できる社会に

菅政権が発足しましたが、菅首相は、「自助」を強調し、「自分でできることは、まず、自分でやってみる」と、国民に自己責任を迫る冷たい姿勢をむき出しにしています。コロナ禍で、感染拡大や暮らしへの不安を抱え、必死で頑張っている国民、とりわけ厳しい生活を過ごしている高齢者に向かって首相が言うべき言葉ではありません。

年金の削減や７５歳以上の窓口での医療費２倍化は許せません。今こそ、社会保障を充実させることです。

憲法25条と国際人権規約を遵守し社会保障制度の改善を

安倍政権下の８年で物価は5.8%上がったにも関わらず、年金は逆に0.6%も下がり実質的に6.4%の削減となっています。生活保護世帯の55.7%は高齢者世帯です。また、低年金のため働かざるを得ない高齢者も急増し、65歳以上の高齢者は８割近くが非正規雇用で低収入です。

現役世代も国民年金保険料の満額の保険料を払っている方は、49%にすぎません。無年金、低年金者が今後さらに増えていく危険性が大きくなっています。憲法25条、社会権規約に基づいて社会保障の改善・充実することこそ緊急の課題です。

憲法25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

国際人権規約とは

「社会権規約」と「自由権規約」からなっており、「社会権規約」２条１項では「権利の完全な実現を漸進的に達成する」としており、権利を後退させてはならない（後退禁止原則）とされている。

年金削減にストップをかけ最低保障年金制度の創設を

高齢者の生活を守るために年金削減をやめなければなりません。今求められているのは、若い人も高齢者も安心出来る年金制度の確立です。そのためには最低保障年金の設立が必要です。すべての高齢者に全額国庫負担の月額８万円の最低保障年金の支給を求めています。

当面、すべての高齢者に国の負担で3.3万円の支給を

年金受給要件は10年納付となりましたが、10年では年金額は月額約１万６千円です。現在の年金制度でも、基礎年金の半分は国庫負担です。当面国庫負担分の満額である約3.3万円をすべての高齢者に支給し年金額の底上げを求めます。

要求実現と裁判勝利へ
あなたの年金者組合への加入を
心から訴えます

全日本年金者組合
〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20　天翔大塚駅前ビル
TEL03-5978-2751　FAX03-5978-2777
E-mail : honbu@nenkinsha-u.org

全日本年金者組合長崎支部
〒852-8107 長崎市浜口町2-14
あこやビル３F
TEL･FAX095-842-8112

2021年１月

不当判決は許さない!!

―年金裁判は高裁に―

2013年10月から行われた2.5%の年金削減について、「憲法２５条の健康で文化的な生活を受ける権利を侵害する」と5000人余が訴えた年金裁判。これまで13の地方裁判所で原告の訴えを退ける「不当判決」が出され高裁での審理が進められています。原告団は、不当判決を許さず高裁での勝利を目指して運動を進める決意を固めています。

▲東京高裁（栃木事案）第１回口頭弁論報告集会

大きく広がった運動の輪

公的年金は高齢者の命綱です。国民は高齢期を安心して生活できる年金制度を望んでいます。現在「年金裁判」は多くの方々に支えられて運動が広がっています。「支援する会」は32都道府県と84市で結成されています。

法廷では政治、経済、社会保障等の専門分野の大学教授・研究者10数人が裁判所に「意見書」を提出し、13人が証言をしました。現役世代では23人が「年金削減」を自らの将来の問題として証言をし「年金削減は憲法違反」と訴えました。

年金減額は社会権規約違反

―長野地裁での申 惠丰教授の証言

１９６６年に国連で採択され、日本も１９７９年に批准した国際人権規約（社会権規約）は、社会保障の意図的な後退、つまり正当性のない年金の引き下げを認めておらず、憲法98条も国際条約を遵守することを厳しく求めています。裁判所に、社会権規約を遵守し、年金引き下げを認めない判決を出すことを強く求めます。

原告は訴える

働きながら３人の子を育て 年金額は10万円足らず

私は現在70歳。中学卒業後すぐに働き、74年に結婚したが夫は44歳の若さで亡くなり、３人の女の子を働きながら育ててきました。年金裁判に立ち上がった時の年金は月10万円足らずであり、大阪地裁の不当な判決に抗議し、高裁でも最高裁でも頑張っていきます。

（兵庫　A子さん）

限界まで切り詰めて生活 年金減額では生活はできない

私は現在83歳。今の年金額は月13万円です。そこから社会保険料、家賃、医療費等を払うと、手許に残るのは月７万8000円のみです。限界まで切り詰めて生活しています。少しでも年金が引き下げられると人間らしい生活はできません。裁判所は私たちの痛切な願いに耳を傾けて下さい。

（東京　B男さん）

裁判官は良心に従った判決を

生存権保障が国の役割

憲法上の当否判断を避ける裁判所 高齢者の生活実態を直視して

私たちの年金裁判は39の地裁で行われていますが、すでに13の地裁で不当な判決が出ています。どの裁判所も、国会には広範な立法裁量があるとの、38年前の最高裁判例に依拠し、裁判所としての憲法判断を避け続けています。

135人の原告が証言した高齢者の生活実態、年金引き下げによる被害についてこそ、裁判官は直視し、良心に従った判決をすべきです。

＼裁判への支援をお願いします／

年金裁判は20年度に引き続き21年度には多くの地方裁判所で判決が予定されています。裁判運動の勝利と前進のためには、法廷での取り組みと同時に、多くの国民の皆さんが「年金裁判」に関心を示していることを裁判所に知らせることが必要です。

署名・裁判傍聴などに大きなご支援をお願いします。